

補助金見直しガイドライン

神戸市

令和8年4月

(1) 補助金見直しガイドライン策定の意義

補助金の支出は、地方自治法第 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠としている。

「公益上の必要性」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であることに加え、客観的に行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものである。補助金は、行政が公益性を認めた特定の事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として有効かつ重要な機能を果たしている。

一方、補助金は直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、その効果等が十分に評価・検証されないまま継続され、長期化・固定化するといった課題も指摘されている。補助金の原資も市民からの貴重な税金であることから、社会経済情勢や行政需要の変化に応じ、適切に施策を展開し効果の最適化を図ることが求められる。

そのため、常に補助金について検証を行い、より効果を発揮できる制度へと改善するとともに、制度の運用方法の見直し、手続きの簡素化等により、申請者及び職員の負担を軽減していくことが重要である。あわせて、費用対効果が低下した既存の補助金を見直すことで、限られた財源を新たなニーズや施策に配分することが可能となる。

以上を踏まえ、今後、補助金の検証及び見直しを進めていくにあたり、本市における補助金の基本的な考え方を明確に示すとともに、全市的な見直しを行う際の統一的な基準として、本ガイドラインを策定するものである。

(2) 補助金見直しガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は「神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年神戸市規則第 38 号）」第 2 条第 1 号に定める「補助金等」とする。

【神戸市補助金等の交付に関する規則】

第 2 条 （定義）

- (1) 補助金等 本市が本市以外の者に対して交付する補助金、助成金、利子補給金その他の金銭的給付で、その交付に対し相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう。

(3) 補助金見直しの基本的な視点

補助金の見直しにあたり、補助事業に対する原則的な考え方として、5つの基本的な視点を示す。本視点を踏まえ、市民からの理解を得られる適切な内容であるか検証を行い、適切でない場合は、廃止・整理統合を含め補助金のあり方を検討すべきである。

視点	内容
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の目的及び内容は社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に的確に対応し、客観的に見て明確な公益性が認められるか。
有効性・ 効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の実施により本来の目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されているか。 ・ 補助金額に見合う費用対効果が認められるか。
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金額・補助率は適切かつ妥当であるか。特に定額補助は積算根拠が明確であるか。補助対象経費等は、適正かつ明確なものか。 ・ 国県等との協調事業について、負担割合が妥当であるか。市の上乗せ・横だし部分は政策目的の実現のため、必要不可欠なものであるか。 ・ 他都市の同様の補助金と比較し、均衡を欠いておらず妥当なものであるか。 ・ 補助交付先の財政状況等を勘案し、一定の負担能力を有する市民・団体に過剰な補助をしていないか。
行政関与 の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共性や適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要がある事業であるか。
公平性・ 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助交付先の選定において、選定基準を明確に設定し、募集・選定手続きを公平・透明に実施しているか。 ・ 同種同規模の補助や団体間で、補助金額は公平か。 ・ 多様な担い手がいるにも関わらず、補助交付先が特定団体に固定されていないか。

(4) 事業効果の検証

補助事業の評価にあたっては、適切な成果指標（アウトカム指標）を設定した上で、指標に基づいた効果測定及び達成状況の把握を実施するとともに、達成状況等を基に事業の有効性・効率性等を検証し、随時必要な改善や見直しを行い、PDCA サイクルを回すことが重要である。

《参考》 インプット・アウトプット・アウトカムの違い

インプットは予算額であり、アウトプットは予算を執行することで提供できるサービス、アウトカムはそのサービスによって住民生活がどのように改善したかを示す指標である。たとえば、ガードレールを設置する事業では、インプットは事業費、アウトプットはガードレールそのもの、アウトカムは交通事故数の減少等となる。

(5) 見直しのチェックポイント

補助を実施する上で留意すべき基準として、「見直しのチェックポイント」を定める。各項目について補助制度の適合状況を検証し、市民への説明責任を果たすため、基準に適合しない項目については、合理的な理由がない限り、見直しを行うべきである。

1. 利用実態等を踏まえた制度の見直し

補助制度の利用状況や運用実態を踏まえ、制度の必要性や継続の妥当性について検証を行うこと。

- ・ 支出規模が小さい制度や利用率が低い制度については、制度の必要性や効果を改めて検証し、廃止を含めた見直しを検討すること。
- ・ 制度の利用状況や実績を踏まえ、目的の達成に対して効果が十分でない場合は、制度内容の見直しを行うこと。
- ・ 申請、審査、実績報告等に係る事務負担が大きい制度については、事務コストと効果のバランスを踏まえ、制度の運用方法の見直しや手続きの簡素化（事務負担の軽減）を検討すること。

2. 補助金額・補助率の適正化

補助金額または補助率は、適切かつ妥当な基準とすること。

- ・ 補助金額または補助率の設定について、補助交付先と行政の役割分担や負担割合、補助事業の成果や執行状況、他都市の類似補助金との比較、補助交付先の財政状況等を勘案し、市民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額・補助率とすること。
- ・ 補助率については、補助事業の実施主体は補助交付先であることや、国の地方向け補助金の状況等に鑑み、原則として2分の1以内とする。ただし、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を十分に実現することができない場合や2分の1を超える補助率を適用することにより補助目的を早期に実現しようとする場合は、この限りでない。
- ・ 補助目的の早期実現を理由に2分の1を超える補助率を設定している場合は、期限を区切ること。

3. 団体運営費補助の原則廃止

原則として、団体運営費補助は、補助目的・用途及び積算根拠を明確にして事業費補助に切り替えること。

- ・団体運営費補助は、団体の公共性・公益性に着目した補助であり、補助金の用途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向がある。
- ・団体運営費補助は、原則として補助対象となる具体的な事業を明確にし、目的・用途を明確にした事業費補助へ切り替えること。

4. 利用者の視点に立った補助制度の整理・統合の推進

重複・類似する補助制度は、整理・統合を行うこと。また関連する制度についても整理・統合できないか積極的に検討すること。

- ・目的や内容が重複・類似する制度は、交付先となる市民・団体の申請・実施結果報告等の手続きの簡素化・省力化、行政の事務の効率化・迅速化の観点から、整理・統合すべきであり、関連する制度についても整理・統合できないか、積極的に検討すること。
- ・地域活動の振興に資する制度については、重複・類似していない場合であっても、同一団体に対して幅広い分野において様々な支援がなされていることから、再構築を検討すること。検討に当たっては、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針(平成 28 年 3 月策定)」に基づく施策の実践に向けた横断的な議論の中で補助金を整理し、必要に応じて一本化するなど、手続きの簡素化(事務負担の軽減)を図ること。

5. 適切な支出方法への転換

補助金以外の支出方法が適当である場合には、他の方法への切り替えを検討すること。

- ・補助交付先と行政との役割分担や、実施コスト等を踏まえた上で、市による直接執行や委託による方法が適当である場合は、他の支出方法へ切り替えること。特に実施にかかる経費の全額を補助制度により支援する事業については、補助交付先の事業とは言い難いことから、委託への切り替えを検討すること。

6. 補助交付先の選定の適正化

補助交付先は原則として公募による選定とし、公募になじまない場合のみ非公募とすること。

- ・補助事業の実施の担い手は、最もふさわしい団体等を明確な選定基準のもと公平に選定すべきであり、原則として公募により実施すること。
- ・例外として、非公募による選定を行う場合は、公募により難い理由など市民への説明責任を十分に果たすこと。

7. 補助交付先の財政状況等を踏まえた必要性の検証

補助交付先の財務状況や収支の状況を踏まえ、支援の必要性や水準の妥当性について検証すること。

- ・ 自主財源の確保や経費削減などの自立性向上に向けた取組状況や、収入に占める交付金の割合を把握し、依存が常態化していないか確認すること。依存度が高い場合は、恒常的な支援とならないよう、在り方や水準の見直しを検討すること。
- ・ 繰越金や内部留保等の状況を把握し、過大な余剰資金を有していないか確認すること。合理的な理由がない場合は、金額や制度内容の見直しを検討すること。
- ・ 特定の事業を対象とし、団体全体の財政状況を把握できない場合は、当該事業の収支や自己負担の程度等を踏まえて検証すること。

8. 再補助の原則廃止

原則として、再補助は直接補助へ切り替えること。

- ・ 再補助は、再補助先の事業実施状況が把握しにくいことから、実施することのメリットや必要性等合理的な理由がない限り、原則として直接補助へ切り替えること。
※ 再補助：補助交付先から下部組織等の別団体に対し、当該補助金を原資として補助対象事業に係る資金が交付され、再補助先において当該補助事業を実施する形態

(6) 補助金の見直しの流れ

- ・ 補助金の見直しにあたっては、所管課において「補助金見直しチェックシート」の作成を進めながら、本ガイドラインに示された各種基準に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえて補助のあり方や見直しの方向性を検討すること。
- ・ 特に、創設から相当期間が経過した補助金については、積極的に見直しを検討すること。
- ・ 「補助金見直しチェックシート」は、各局室区において取りまとめのうえ行財政局へ提出すること。見直し内容については、予算編成と一体的に議論し、次年度予算へ反映するものとする。
- ・ 補助金の廃止や見直しにあたっては、必要に応じて経過措置等を設けることも検討すること。

(7) 検証機会の確保

- ・ 補助金について、社会情勢や行政需要の変化に対応した最適な制度としていくため、5年ごとに全市的な検証を行うものとする。
- ・ なお、検証年度以外であっても、所管課において制度の利用状況や事業効果等を踏まえ、必要に応じて適時見直しを行うこと。